

建設工事入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、五泉市契約事務規則（平成 18 年規則第 49 号）第 17 条及び第 18 条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 6 月 20 日

五泉市長 伊藤 勝美

1 工事の概要

(1) 工事番号	第 73 号
(2) 工事名	複合施設建設工事（空調設備工事）
(3) 施工場所	五泉市 赤海 地内
(4) 工期	580 日
(5) 工事概要	複合施設建設工事に伴う空気調和設備工事 空気調和設備工事 一式 換気設備工事 一式 排煙設備工事 一式 自動制御設備工事 一式
(6) 予定価格	事後公表
(7) 最低制限価格	設定あり
(8) 支払条件 ①前金払 ②中間前金払 ②部分払	詳細は、8 特記事項による。 請負契約金額が 300 万円以上の場合、有り。 請負契約金額が 300 万円以上で前金払をした場合は、有り。 請負契約金額が 1,000 万円以上の場合、有り。
(9) 工事費内訳書の提出	入札書といっしょに提出すること。（様式は五泉市ホームページからダウンロードして、使用のこと。）
(10)入札の方法	本工事の入札は、入札前に入札参加申請者の入札参加資格要件を審査する事前審査型入札による方法とする。
(11)入札（開札）の日時・場所	令和元年 8 月 7 日（水）14 時 30 分 五泉市役所 401 会議室
(12)入札回数	2 回（本入札及び再入札）
(13)入札保証金	免除
(14)その他	対象工事の入札参加者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがある。 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。 最低制限価格を下回る価格で入札をした者、または無効の入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできない。

2 入札参加に必要な資格要件

本工事は、公告時点で、次の（１）から（８）までの資格要件をすべて満たす 2 社による特定共同企業体の共同施工方式とし、結成にあたっては構成員が自主的に結成するものとする。

また、構成員の出資比率は 30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本工事は、公告の日から開札日までの間において、新潟県又は五泉市から指名停止を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
- (5) 本入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと。

①資本関係

- ・親会社と子会社の関係にある場合（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。以下同じ。）
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

- ・代表権を有する者が同一の会社
- ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（常勤、非常勤を問わない。ただし、監査役は役員に含まない。）
- ・一方の会社の役員が会社更生又は民事再生手続中の会社の管財人を兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係がある場合

- (6) 構成員は、次の入札の入札参加者（特定共同企業体の構成員を含む）となっていない者であること。

第 70 号 複合施設建設工事（建築本体工事）

第 71 号 複合施設建設工事（電気設備工事）

第 72 号 複合施設建設工事（給排水衛生設備工事）

第 74 号 複合施設建設工事（舞台設備工事）

- (7) 構成員は、令和元・2 年度の五泉市の入札参加資格者名簿（管工事）に登録されている者であり、次の表の要件を満たすこと（営業所については建設業法に定める営業所であること）。また、等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者であること。

	地域要件	管工事	
		等級格付け等	特定建設業の許可
代表構成員	名簿に登録されている本社（店）又は営業所の所在地が五泉市であること。	A ランク	必要

代表構成員以外の 構成員	名簿に登載されている本社 (店)又は営業所の所在地が五 泉市であること。	A又はBランク	不要
-----------------	--	---------	----

- (8) 建設業法に従い、本工事に対応する主任技術者又は監理技術者を施工箇所に配置できること。
なお、技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。また配置技術者は所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

3 特定共同企業体入札参加資格審査申請書の提出

本件工事は特定共同企業体による共同施工方式のため、特定共同企業体の代表の構成員は、次のとおり提出書類を1部持参すること。

特定共同企業体の名称は、構成員の商号又は名称を必ず冠し、「〇〇〇・〇〇〇複合施設建設工事 特定共同企業体」とすること。

- (1) 提出書類（様式等はホームページからダウンロードして使用のこと。）
- (ア) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
 - (イ) 構成員一覧表
 - (ウ) 構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（直近のもの）
 - (エ) 管工事業に係る特定建設業許可書の写し（代表構成員）
 - (オ) 管工事業に係る建設業許可書の写し（代表構成員以外）
 - (カ) 特定共同企業体協定書

(2) 提出期限

令和元年7月10日（水）正午まで

(3) 提出場所

五泉市太田1094番地1 五泉市役所 財政課 管財係

(4) 結果通知

特定共同企業体入札参加資格審査申請書を提出した者に対し、令和元年7月12日（金）までに通知する。

4 入札参加手続等

特定共同企業体入札参加資格審査申請書の審査後、入札参加資格を有していると認められた者は、次のとおり入札参加申請の手続きを行うこと。

(1) 入札参加申請書の受付期間

令和元年7月12日（金）から令和元年7月24日（水）正午まで

(2) 入札参加申請書の提出

入札参加申請者は、次の書類を持参により五泉市役所財政課管財係に提出するものとする。

- (ア) 五泉市建設工事一般競争入札参加申請書
- (イ) 配置予定技術者の資格等に関する書類（資格・雇用関係の証明書類の写しの添付要。監理技術者にあつては監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の写しの添付要）
- (ウ) 構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（直近のもの）

(3) 結果通知

入札参加申請書を提出した者に対し、令和元年7月29日（月）までに通知する。

5 設計図書等の貸出、質問

(1) 設計図書等の貸出期間

令和元年6月20日(木)から令和元年8月6日(火)まで
五泉市ホームページからダウンロードまたは財政課より貸出(事前に電話で予約すること)する。

五泉市役所財政課管財係 電話 0250-43-3911

(2) 設計図書等に対する質問の受付

令和元年6月20日(木)から令和元年7月24日(水)正午まで
質問の提出方法は、FAXのみとする。宛先 五泉市役所財政課
回答は、令和元年7月29日(月)までにFAXで回答する。

6 契約の締結について

契約の締結については、五泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年五泉市条例第53号)第2条の規定による議会の同意を得、かつ、関連工事である複合施設建設工事(建築本体工事)が、その契約の締結について同条の規定による議会の同意を得た翌日に本契約となる仮契約を締結するものとする。

7 契約保証金

請負契約金額が500万円未満の場合は、免除する。

五泉市契約事務規則別記建設工事請負基準約款第4条の規定による契約保証金は、請負代金額の100分の10とする。ただし、有価証券等の提供または金融機関及び保証事業会社の保証をもって代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 本工事に関する特記事項

(1) 請負契約代金支払いの特約

(ア) 本工事は、3カ年の継続工事であり、各年度の支払い割合は次のとおりとする。

令和元年度 請負契約金額の概ね1パーセント

令和2年度 請負契約金額の概ね8.9パーセント

令和3年度 請負契約金額の概ね10パーセント

(イ) 前払金は、各年度における支払額の40パーセント以内とする。

なお、令和2年度以降の各年度の前払金の請求時期は、当該年度の4月1日以降とする。

9 その他

落札した請負者は、下請施工及び工事資材調達について、可能な限り五泉市地元業者に発注するよう配慮願います。

本入札は公告記載事項の外、五泉市契約事務規則及び五泉市建設工事一般競争入札試行要綱に基づき実施する。

本公告に関する問合せは下記のとおりとする。

五泉市太田 1094 番地 1 五泉市役所 財政課 管財係

電話 0250-43-3911 FAX 0250-43-0390 E-mail zaisei@city.gosen.lg.jp